

湖西市教育委員会規程第1号

湖西市公立学校処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月13日

湖西市教育委員会教育長 松山 淳



湖西市公立学校処務規程の一部を改正する規程

湖西市公立学校処務規程（令和5年湖西市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「平成14年湖西市教育委員会告示第13号」を「令和6年湖西市教育委員会告示第4号」に改める。

第11条第1項第1号中「沿革」の次に「及び学区」を加え、同項第3号中「校務分掌組織」を「研修」に改め、同項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とする。

第12条中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

第17条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 校長は、臨時的に勤務時間の開始及び終了時刻の変更をした場合は、勤務時間帯の変更実施簿にその内容を記載しておかなければならない。

第20条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

第27条第3項中「子育て部分休業承認請求書」を「子育て部分休業申出書及び第1号子育て部分休業承認請求書又は第2号子育て部分休業承認請求書」に改める。

第29条第3項中「同様式」を「職務専念義務免除願」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。